

## 『使う？使わない？』

### 新・事業承継税制の活用と落とし穴平成 30 年度税制改正』

#### —お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- ・ 141 頁 下から 6 行目 (下線部分)

誤	正
・ A 社には、多額の <u>譲渡損</u> を抱えているような不動産はない。	・ A 社には、多額の <u>含み損</u> を抱えているような不動産はない。

- ・ 147 頁 5 行目 (下線部分)

誤	正
<p>そこで次の問題は、相応の役員退職慰労金としていくらを支給するかですが、最も気にかけないといけないのは、税務上の適正額の範囲内かどうかという点です。適正額を超えているということになると、超過部分について<u>税務上は次のようなトリプルパンチのダメージを受けることとなります。</u></p> <p><u>① 役員退職慰労金を受け取った社長につき、退職所得ではなく給与所得とされてしまう。つまり、所得税率が 27.5% から 55% に引き上げられて所得税を追加支払いする必要がある。</u></p> <p><u>② ①に合わせ、会社側では源泉所得税の追加納税が必要となる。</u></p>	<p>そこで次の問題は、相応の役員退職慰労金としていくらを支給するかですが、最も気にかけないといけないのは、税務上の適正額の範囲内かどうかという点です。適正額を超えているということになると、超過部分については、<u>役員退職慰労金を支払った会社で損金に落とせない、つまり、超過額の 35% は法人税として納めることとなります。これは支払った会社にとっては大きな痛手です。</u></p>

<p>③ <u>役員退職慰労金を支払った会社で損金に落とせなくなる。つまり、超過額の35%は法人税として納めることとなる。</u></p>	
---	--

・149頁 下から2行目 (下線部分)

誤	正
<p>以上は、役員退職慰労金の金額の話です。 役員退職慰労金の否認では、金額の話だけではなく、実際には「退職」していないとして、支給金額の全額が否認されるというケースも少なからずみられます。このケースでは否認されるのは退職金の全額ですからその金額も大きく、さらにダメージを負うことになってしまいます。</p>	<p>以上は、役員退職慰労金の金額の話です。 役員退職慰労金の否認では、金額の話だけではなく、実際には「退職」していないとして、支給金額の全額が否認されるというケースも少なからずみられます。このケースでは否認されるのは退職金の全額ですからその金額も大きく、さらにダメージを負うことになってしまいます。<u>しかもこのケースでは以下のとおりのさきほど述べたダメージ(①)だけではなく、②と③を含めたトリプルパンチのダメージを受けることになります。</u></p> <p>① <u>役員退職慰労金を支払った会社で損金に落とせなくなる。つまり、超過額の35%は法人税として納めることとなる。</u></p> <p>② <u>役員退職慰労金を受け取った社長につき、退職所得ではなく給与所得とされてしまう。つまり、所得税率が27.5%から55%に引き上げられて所得税を追加支払いする必要がある。</u></p> <p>③ <u>②に合わせ、会社側では源泉所得税の追加納税が必要となる。</u></p>

平成31年3月

新日本法規出版株式会社